

参議院文教委員会會議録第十五号

昭和三十三年三月二十九日(金曜日)

午後一時三十分開会

出席者は左の通り。

委員長 北畠 教真君
理事 二木 謙吾君
吉江 勝保君
豊瀬 恒一君

委員

久保 勘一君
笹森 順造君
斎藤 昇君
中上川 アキ君
中山 福藏君
森田 タマ君
成瀬 幡治君
米田 勲君
浅井 亨君
高山 恒雄君
米田 勲君
豊瀬 恒一君
成瀬 幡治君

國務大臣

文部大臣

政府委員

文部大臣官房長

文部省大学

事務局局長

法制局側

法制局長

今枝 常男君

荒木萬壽夫君

蒲生 芳郎君

小林 行雄君

杉江 清君

工案 英司君

米田 勲君

本日の會議に付した案件

○学校教育法の一部を改正する法律案
(米田勲君外四名発議)

○公立の小学校及び中学校の特殊学級における教育の振興に関する法律案
(米田勲君外四名発議)

○国立学校設置法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(北畠教真君) ただいまより
文教委員会を開会いたします。

本日の委員長理事打合せについて報告いたします。

本日は、まず、学校教育法の一部を改正する法律案及び公立の小学校及び中学校の特殊学級における教育の振興に関する法律案について発議者より提案理由の説明を聴取した後、国立学校設置法の一部を改正する法律案の審議を行なうことに決しました。

以上御報告いたします。

○委員長(北畠教真君) それでは、まず、学校教育法の一部を改正する法律案及び公立の小学校及び中学校の特殊学級における教育の振興に関する法律案を一括して議題といたします。

まず、発議者より提案理由の説明を聴取いたします。米田君

○米田勲君 ただいま議題になりました二法案につきまして、提案者を代表してその提案理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

まず、学校教育法の一部を改正する法律案から申し上げます。

去る昭和三十一年、第二十四回国会

におきまして、参議院文教委員会の提案にかゝる公立養護学校整備特別措置法が制定されて以来、地方公共団体による養護学校の設置が漸次進展し、同法制定の当時わずかに六校に過ぎなかつた養護学校が、三十七年五月現在では六十四校を数えるに至りました。しかしながら、その収容人員はいまだ八千二百八十二人の少数にとどまり、これを学齢にある特殊児童生徒のうち養護学校に就学すべき該当者の推計二十五万余人に比べますれば、まことに微々たるものと申さねばなりません。さらにまた、昨年五月一日現在の学齢児童生徒のうち、精神薄弱者、肢体不自由者、病弱者、身体虚弱者の推計は、実に百万人といわれておりますが、これらのうちすでに養護学校に就学している者及び就学適予者、就学免除者等を除きまして、一般の義務教育諸学校に就学している学齢特殊児童生徒の数は、僅に八十五万人をこえるものと推定されるのであります。このように、本来当然に養護学校または特殊学級において特別の教育を受けるべき多数の児童生徒が、その体力や知能に適応しない教育を施されておりますことにより、彼らはその生涯を通じて、拭い去ることのできない甚大な不幸を蒙る結果となり、他面、一般正常児に対する教育効率の上に及ぼす影響もまた僅少でないことが容易に察知されるのであります。近年、特殊学級設置の必要性について社会の関心が次第に高まり、保護者においてもその理解

と認識を深めつつありますことは、まことに喜ぶべき傾向でありまして、中学校の特殊学級におきましては、個々の生徒の能力に適合した職業指導を行なうことにより、社会人としての彼らの将来に光明を点じ、着々教育成果をあげておりますことも、特に注目すべき事実でございます。しかるに、学校教育法第七十五条には、「特殊学級を置くことができる。」となつておりますために、公立の小学校及び中学校における特殊学級の設置は、なお遅々として進まず、昭和三十一年度においては三千六百六十五学級、小学校においては三十三学級、中学校においては三十三学級、人員にして一万五千六百八十一人でありまして、それぞれの総学級数に対する比率は、小学校一四％、中学校一・九％に過ぎません。そもそも憲法は、すべての国民が、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有することを宣言し、教育基本法もまた教育の機会均等の理念を高く掲げております。顧みまするに、昭和二十二年に学校教育法が制定され、翌二十三年度からは、盲学校、聾学校についてもその就学義務と設置義務とが学年進行をもつて施行され、昭和三十一年度をもつて完成いたしましたのでありますが、ひとり養護学校のみが、施設、設備、教職員等の諸条件と関連して取り残されることとなり、いまだにその義務制の実現を見ることができないのは、まことに遺憾にたえないところであります。

この際、早急に養護学校及び特殊学級の施設設備と教職員とを整備拡大し、精神薄弱児、肢体不自由児、身体虚弱児等に対し、その心身に適合した教育を施すための年次計画を樹立して、特殊教育の充実をはかり、これが義務制を完制させますことが、国家社会に課せられた重大な責務でありますことを痛感いたしましたのであります。

以上の理由により、この法案は、学校教育法に所要の改正を加えようとするものであります。まず第一に、養護学校における就学義務及び都道府県の養護学校の設置義務に関する規定を、昭和四十三年四月一日から施行するものとし、就学義務に関する規定は、昭和五十一年度までに学年進行の形において実施するものとしたしました。第二に、都道府県は、昭和四十三年三月三十一日までは、その区域内の学齢児童生徒の数に應じ、政令の定めるところにより、一以上の養護学校を設置しなければならないことを規定いたしました。第三に、特殊学級の定義を明らかにするとともに、市町村は、昭和四十八年四月一日以後、その設置する小学校及び中学校に精神薄弱の児童生徒のための特殊学級を、また必要がある場合には、精神薄弱以外の心身に故障のある児童生徒のための特殊学級を置かなければならないことを規定いたしました。第四に、市町村は、昭和四十八年三月三十一日までは、その区域内の学齢児童生徒の数に應じ、政令の定

めに遺憾にたえないところであります。この際、早急に養護学校及び特殊学級の施設設備と教職員とを整備拡大し、精神薄弱児、肢体不自由児、身体虚弱児等に対し、その心身に適合した教育を施すための年次計画を樹立して、特殊教育の充実をはかり、これが義務制を完制させますことが、国家社会に課せられた重大な責務でありますことを痛感いたしましたのであります。

以上の理由により、この法案は、学校教育法に所要の改正を加えようとするものであります。まず第一に、養護学校における就学義務及び都道府県の養護学校の設置義務に関する規定を、昭和四十三年四月一日から施行するものとし、就学義務に関する規定は、昭和五十一年度までに学年進行の形において実施するものとしたしました。第二に、都道府県は、昭和四十三年三月三十一日までは、その区域内の学齢児童生徒の数に應じ、政令の定めるところにより、一以上の養護学校を設置しなければならないことを規定いたしました。第三に、特殊学級の定義を明らかにするとともに、市町村は、昭和四十八年四月一日以後、その設置する小学校及び中学校に精神薄弱の児童生徒のための特殊学級を、また必要がある場合には、精神薄弱以外の心身に故障のある児童生徒のための特殊学級を置かなければならないことを規定いたしました。第四に、市町村は、昭和四十八年三月三十一日までは、その区域内の学齢児童生徒の数に應じ、政令の定

めに遺憾にたえないところであります。この際、早急に養護学校及び特殊学級の施設設備と教職員とを整備拡大し、精神薄弱児、肢体不自由児、身体虚弱児等に対し、その心身に適合した教育を施すための年次計画を樹立して、特殊教育の充実をはかり、これが義務制を完制させますことが、国家社会に課せられた重大な責務でありますことを痛感いたしましたのであります。

めるところにより、小学校及び中学校のそれぞれ一以上に、精神薄弱の児童生徒のための特殊学級を置かなければならないことを規定いたしました。なお、この法律は、公布の日から施行するものとし、第二及び第四の規定は、昭和三十九年四月一日から適用するものとしたしました。

以上が、この法律案の提案の理由並びに内容の骨子でございます。

次に、公立の小学校及び中学校の特殊学級における教育の振興に関する法律案につきまして御説明いたします。

さきに、学校教育法の一部を改正する法律案の提案理由として数々申し述べましたとおり、精神薄弱、肢体不自由、身体虚弱その他心身に故障のある児童生徒に対する教育の特殊性にかんがみ、国及び地方公共団体が小学校及び中学校の特殊学級における教育を振興し、これらの児童または生徒に対する教育の水準の向上をはかることが重要な課題であることを痛感いたしますゆえに、ここにあわせて本法律案を提出いたす次第でございます。

法案は、第一に、国はその任務として、公立の小学校及び中学校における特殊学級教育の振興をはかるように努めるとともに、地方公共団体に對し、特殊学級教育の振興に關する総合計画の樹立、教育内容及び方法の改善、施設設備の整備充実、特殊学級教育に従事する教員の現職教育または養成の計画の樹立とその実施等の諸施策を奨励しなければならぬことを規定いたしました。第二に、地方公共団体は、特殊学級教育の特殊性に基づき、公立の小学校及び中学校において特殊学

級教育に従事する教員の定員及び待遇について、特別の措置を講ずべきことを規定いたしました。第三に、国は、特殊学級を置く小学校または中学校の設置者である地方公共団体に對し、特殊学級教育に必要な施設及び設備で政令で定めるものに要する経費の二分の一を補助することを定めました。なお、この法律は、昭和三十九年四月一日から施行することとしたしてあります。

以上がこの法律案の内容の概略でございますが、申すまでもなく、この法律案は、さきに御説明いたしました学校教育法の一部を改正する法律案と表裏一体をなし、密接不離の關係に立つものでございます。

何とぞ、以上の二法案を合わせて、十分御審議の上、すみやかに御賛同下さいますようお願いいたします。

○委員長(北畠教真君) 以上で、両案についての提案理由の説明聴取は終わりました。

○委員長(北畠教真君) 次に、国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回に引き続き質疑を行ないます。質疑のあり方は御発言を願います。

○豊瀬一君 昨日、米田委員から法案の内容並びに全体的な関連につきまして、詳細にたどりましたので、大体二点について再度問題を明確にしたいと思っております。第一は、配付された資料によりますと、二十二県、二十九カ所の設置要望がなされておりますが、三十九年度において五県のみ本法の中に入っておりますが、落とさ

れた各県の処置について、三十九年度にどのような配慮をしようと考えておるか、局長の所感を承りたいと思っております。

○政府委員(小林行雄君) 本年度の国立高専の設置希望の府県でございましたが、しかも三十八年度開設に載らなかったものがございまして、三十八年度は御承知のように十七校を要求いたしました。そのうち三十八年度開設として十二校、さらに三十九年度開設として五校分が認められたわけでござい

ますが、文部省といたしましては、先般来お答え申し上げましたように、三十九年度はこの五校だけに限って創設をするという考えでございせんので、予算の許す範囲内において、さらにつけ加えて設置をしたいというふうに考えております。そういうような場合に、現在の時点では、落ちております府県の場合におきまして、今後一年間の間に十分整備をされまして、準備をされまして、さらに三十九年度開設の御要望がございすれば、そういうもののについては十分三十九年度予算編成の際に考慮をいたしたいと思っております。

○豊瀬一君 大体の方針はわかりましたが、三十九年度創設の校数は、七年度、八年度の校数と大体同程度のものを作りたい、こういう考えでよろうか。

○政府委員(小林行雄君) 明年度の要求校数をどの程度にするかということについては、ただいまこの場所です申し上げることは差し控えたいと思っておりますが、ただいま御指摘のございましたように、三十七年度も三十八年度も十二校開設ということが認められておりま

すし、実際の要求はそれぞれ十七校でございましたので、でき得れば、この程度の要求は三十九年度においてもいたしたいと思っております。

○豊瀬一君 大臣の米田委員に対する答弁でも明らかのように、大体、三、四年の間にできれば各県一校程度は設置したいという方針ですから、大体大まかに、年次計画というか、大々的なものでなくて、意図としては、十二、三校から四、五校程度は逐年作っていきたい、こういう考えであると判断して、大臣、よろしいですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 大体そういう気持ちでおります。同時に、いつかもお答え申し上げましたように、高等専門学校は、今、工業の課程だけを置くことになっておりますが、その他の課程につきましても、具体的にどこに置くかということもあわせて検討をしてみたいと存じておりますので、それらもあわせて、できるだけ、これならば現年度及び明年度とほぼ似たような程度のもは置きたいものだと考えております。

○豊瀬一君 局長にお尋ねします。資料によりますと、北海道二校、宮崎、福岡二校、滋賀、岩手、これだけ三十八年度設置希望のものから落ちたもの、すなわち五県八カ所ですか、間違いないでしょうか。

○政府委員(小林行雄君) 北海道の二カ所と、それから岩手県、それから滋賀県、それから福岡県、熊本県、宮崎県、とにかく現在の時点までに御要望のあったものと申しますか、三十八年度において御要望のあったもので、しかも落ちておりますのはそれらの県でござい

○豊瀬一君 熊本と福岡の場合には、いわゆる大牟田、荒尾地区という両県にまたがったものができたから、すでに一枚でできたのだから、熊本と福岡については今年度は採用しない、こういう考え方が主たる理由になって、福岡並びに熊本のはらは落ちたのでよろうか。

○政府委員(小林行雄君) 大牟田、荒尾地区につきましては、これは御承知だと思ひますが、実は一昨年来非常に強い御要望がございましたが、いろいろ地域配分の関係、それから準備の関係等で、三十七年度設置はしなかつたのでござい

ます。この大牟田、荒尾地区は両県にまたがっておりますので、まあこの場合には、これを熊本県あるいは福岡県のものというふうに、一県に片寄せて考えるのは適当でないだろう、これはその地域の特殊なもの、特殊地域に關するものというふうに私もは考へて、ここに設置することにいたしましたつもりでござい

ます。したがって、ここにできましたからといって、熊本県あるいは福岡県に将来高専を作らないというふうには考へておりません。

○豊瀬一君 一応考え方はわかりましたが、たとえば佐賀県であったかと思ひますが、三十七年度には強く希望したけれども、三十八年度は設置要望を文部省に出さなかつたという県もあると思ひますが、熊本、北海道、宮崎、福岡、滋賀、岩手等、三十八年度並びに三十九年度から落とされて設置を強く要望している県が、次年度に対しても同様の態度をとった場合には、それに五校プラス十校といひますか、これを設置するだけの個所が予算とし

お話の例の場合、募集要項にそういう趣旨のものであるということがはっきりいたしております場合、これは少し冷やかな言い方ではございますが、そういう場合にその事情を承知の上で応募したということでございますので、たいへん冷やかに申し上げますけれども、この場合直ちに——と申しますのは、応募したのでございますからして、本人はそういう危険をみずから負担しておるということになりますので、冷やかに申しまして、直ちにこれが補償の問題になるというふうに考えることは、ちよつとむつかしいんじゃないか、こういうふうに思います。

○豊瀬禎一君　ちよつと質問の要旨が聞きとりにくかつたと思うのですが、

を覺悟で飛び込んだんだから、ひかれ
て死ぬのはやむを得ませんと、そうい
うことになりますか。

○法制局長(今枝常男君) 今のお話でございまして、これは先ほど申しましたことは直ちに当てはまらないかと存じます。ただ、国家の補償の問題は、現在行なわれております法律によつて、ある要件が定められておりまして、その要件に合うかどうかによつて補償されるべきものかどうかということがきまつて参るわけでございますが、その場合、国家賠償法の関係でございしますが、国家賠償法の要件にはちよつと当たっていないのではないかと、というように考えておるのでございします。

○豊瀬禎一君 国家賠償法を適用して損害補償をしなさい、こういう趣旨で

い切つてしまふのは教育問題として若干の問題があると思います。だから、やはり好ましい形は、今回の三十九年度の措置は、一部分とつたという意味においては私どもは好ましくない形ではないと思うのですけれども、正規に学校が法的に成立しておるその中で、国会の審議いかんにかかわらず、きちんと嫡出子として成立した学校として募集をしていくことが望ましくはないか。したがって、たびたび本委員会で質問しているように、単に五校分ということではなくして、三十九年度分十二校作る予定であれば、大蔵省と話し合ひの上で十二校という正式決定をして、その正式に創設された学校で正規の募集を行なえるんじゃないかと思ひます。こういふふうに考えておりますが、大臣の御所見はどうですか。

万な事態があり得るといふ不合理性は
 ある。したがって、御指摘のように、
 全部正式に成立した後にスタートする
 といふことが最も望ましいことと存す
 るのであります。でございますが、一
 面において国立高等専門学校制度その
 ものの成立をみましたならば、制度を
 国会でお認め願つたならば、なるべく
 すみやかに発足をして教育の場を広げ
 るといふ努力もなさねばならない課題
 であると存じます。その間のかね合い
 をお認め願つて、事前の準備をしても
 政令で諸準備を整えてやつてもよろろ
 しいといふ制度論としての国会のお許
 しを得ておりますので、昨年もちつ
 たような次第でございます。今度はそ
 その望ましい姿と比較的望ましからざ
 る前年同様の姿とが同時に存在してお
 りまして、先日来その点をめぐりまし

す。ただ、ある分だけ出して、新しく追加するものについては次年度というこのいき方がおかしいという批判をしておるわけです。次年度新たに三十九年度分をまた法律を出されると思いますが、その際には四十年年度分も展望して出すように努力する意思がありますか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 御質問があまりはつきりつかめない部分がありますが、三十九年度に開校予定として五カ所をこの法案で御決定いただきたいと思つておるわけですが、先日来プラス・アルファと申しますのは、先刻の御質問にお答えしたとおりの考え方でこの問題に対処したいと思ひます。そこで結果的にどう出るかは別問題といたしまして、九年度に開校予定の五

質問しているのじゃないのです。損害補償をするしないの問題よりも、学校選定の際に工業専門学校になるのだ、こういう募集要綱を手にして応募して入ってみた。ところが三年目になって、も高専にならぬ、どうしてくれるのだ、こういう事態が現実起こっておる、ということ、やはり法律通過以前に募集が行なわれるということで、四月一日から発足さした、という趣旨のこと

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 御指摘のとおり、法律も予算も正式に成立をいかなしませんでした直後から募集に着手する、そうして開校に持っていくというのが望ましいことであることは御指摘のとおりであります。その意味から申し上げますと、先刻もお答えしましたとおり、理論的には法制局当局からも話がありましたようなことで、不合理といふか、法律の趣旨そのものが間違つて

て御指摘を受けたのでありますが、實質的な課題としては、國民の立場から一応御納得をいただいておるであらうというところに期待をし、かつまた政令によつて準備してよろしいということになっておりますが、極力、受験者の不利益になりませんようにといふ心づかいには十分にしておるつもりであります。たとえば受験の時期にいたしましても、他の公私立の高等学校の受

校、そのほか何校かが予算拂返で論に到達したとしまして、そのプラス・アルファの部分は今御審議願っております三十八年度開校分と同じ姿で五つの今度開校を予定されましたものと一緒になって開校の時期を迎える。したがって、一つは法律に正確に根拠をおいて発足し、プラス・アルファは応分の準備措置をいたしまして発足する、二種類になるわけでございます。

ては、文部省の考へておることは私
は十分了としますし、私自身も賛成で
す。しかし、だからといって、あな
が御答弁のように国会の意思はその
とに左右されず審議さるべきですし、
ノーと出た場合には、単に国会で審議
中だから、あるいは学校ができそこな
うかもしれないけれども、受けてみ
たい、これは私自身の気持だから、ど
うなつてもかまいませんよと、こう言

おるといふふうなことにはならぬとい
たしまでも、受験する生徒の立場に
立ちました場合、もし国会の審議がイ
エスと出ないでノーと出たと仮定しま
するならば、法律的には、概念的には
かれこれ言われ得ないといたししまし
ても、教育的に、もしくは政治的に政府
の責任課題として残ると思います。そ
の責任をどうして果たすかは具体的に
申し上げられませんが、恐縮な

験の時期に先んじて受験時期を定める、そうしてまた次に來たるべき公私立の高等學校等を受験することに支障なからしめるという配慮だけはいたしておるわけでございます。

○豊瀬禎一君　再度、大臣にお尋ねいたしますが、今あなたの答弁の中にあったように、三十九年度分すなわち次年度に創設する學校を法律に盛り込んでいくという点については、いき方

○豊瀬複一君　だから、三十八年度の国会に提案されるであらう高専設置の法律案には、本法案に規定されておる三十九年度の五つの分は載らないけれども、新設する分は当然載りますね、その法律案の中に。ちやうど今年度三十九年度分として出したと同じような形で四十年年度分も展望して合法化された高専法として準備していく。つまり翌年度までそのつど展望していくとい

う努力をされますかと聞いておる。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) その点が少し申し上げにくいのでございませうが、先日の米田さんのお尋ねに類似の御質問がございましてお答えしたように思いますが、当然に今御審議願っておるのと同じ形で四十年開校分が法律の御審議課題として出てくるという事を今具体的に約束するようなことは困難だと思ひます。これは理屈抜きで予算折衝の現実問題に根拠をおくことでございまして、理論的に究明されれば、今度はさうであるならば、来年度同じように法律案の審議をするときには同じようであるべきだと、形を整える意味においてはさう言われまじうけれども、実際問題といたしまして、予算折衝の財務当局との話し合いがきまりましたその予算に基礎を置いて法律案を立案するという事になりますので、もし、話は逆行する話ではございませうけれども、三十九年度開校分何校ということだけが新たに予算折衝で結論づけられました場合には、四十年度がこれこれだ、今度と同じような形になって出てこない可能性が多分にございませうので、当然にお約束を申し上げるようには申し上げかねますので、御了承を得たいと思ひます。

事務局長その他から提出された資料で、その人々の言葉で、私としてはそれを信用しているのですが、まさか国立大学の学長、事務局長等が、にせもののパンフレットを作つて、高専になる予定でございませうという募集の仕方をしましたという事を国会議員に言うはずはないと思ひます。私はそれがどこに責任があつたか、どういふ責任をとりなさいという問題ではなくて、少なくとも生徒父兄は、付属高校の発足の際、同時に高専法がかつておるから、高専法が成立すれば高専になるのですよという募集要項なり募集の際の説明を聞いて入学したという事実については、私は重大な問題だと思ひます。このことについて、さうした事態についての情勢は御存じですか、局長でよろしいです。

○政府委員(小林行雄君) 学長なり、あるいは事務の者から正確に、これこれの文書によつてさういふPRをしたというように正確な把握をいたしてはおりませうけれども、大体今御指摘のようない意味の言葉は私も聞いたことがございませう。

○豊瀬一君 事務局長は、その資料を目の前にして、付属高校ができるのに、法律は高専法と全く別の法律なのに、付属高校が高専になりますという、そんな不見識なことをどうして募集要項に書きまされたかという私の問い詰めに対して、それは全く御指摘のとおりですが、実は文部省の事前了解を得ました、こう言つておる。その際あなたの方の意図がどこにあったかは、今は過去のことですから問ひません。ただ、あなたの方もお聞きでしやうし、私自身も聞いておるの、国立学校が募集要項と違つた方向でいつておるといふこと、直接言ひますと、高専に切りかえられるのだといつて募集しておきながら、三カ年間で据え置かれておるといふことに對する父兄の不満、生徒の不満が非常に強いものがありま

す。私は父兄の皆さんには、単に行政府の責任としてでなくして、国立学校でありませうから、やはり政治の問題としても責任の一端は負うべきでしやうという見解は披瀝してきただけですが、当初、もし高専に切りかえたいという意図を持っておられたとすれば、あの際、委員会において高専並びに付属高校はそのまゝ存置していただきますという大臣の答弁が誤りであつたわけですから、私はその転回の問題を掘り起こさうと思ひませうけれども、本委員会における大臣の答弁のいかんにかかわらず、今、局長が認められたように、生徒自身は高専に切りかえられるとして入学しておるとすれば、政治の課題として決すべき問題ではなからうかと思ひます。このことに對して局長並びに大臣の御見解をお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(小林行雄君) 御指摘のございましたように、久留米の工業短大につきましても、付属高校を作りますときから、お話しにございましたように、将来五年制の高等教育機関ができれば、それに切りかえて発足したいという気持がございました。しかし、いろいろな事情から今日までこれができておりません。現在の時点におきましても、学校の当局者並びに地元あるいは学生の父兄等にはその気持がございませう。私は将来の問題として、これはやはり学校当局者並びにその関係者のお気持ちを十分汲み入れて検討していくべき問題だと思つております。その際に、いわゆる一年生からスタートして学年進行していくべきものと本来は考えなければならぬ、現在いる学生が、特にやはり高専の学生として教育を受け、高専の卒業生になりたいという希望が非常に強い場合には、何らかの特別の措置がもし考えられるならば、本来これは正道ではないと思ひますけれども、たとえば特別の学力の審査をしても、たとへば特別の学力の審査をしても編入というよりなことも考えることもできるならば、さういふような措置もとりたいて思つております。しかし現在の時点ではその辺のところまではまだ検討いたしておりません。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 先ほど来、久留米の短期大学につきましては、一昨年の審議以来のことを念頭に置いての含みのある御質問であります。申し上げないでもいいことかもしれませうが、制度論、概念論としましては、お答え申し上げましたことに筋は通つておると考えております。御案内のごとく、専科大学という構想がいろいろの都合によりまして思ひとどまらざるを得ない、それにかわつた制度とでも申し上げまじやうか、国立の高等専門学校という制度で発足することを許されまじやうか。たまたまそのときが同時にございまして、制度論上はそれとこれとの相違があることは当然のこととございまして、今もお話しがございましたように、生徒及びその父兄及び学校当局、これは短大から五年制の高等教育機関に移りかゝりたいという希望が當時からあり、今でも熱烈なものがあつたが、それが私自身も承知しております。

したがつて、募集要項等の問題は一応別といたしまして、文部省としては、その父兄と生徒及び学校当局のその熱意にこたへるあらゆる努力をしなければならぬ、かように考えております。

○豊瀬一君 この問題に移ります際に、冒頭から問題を掘り起こして責任を追及しようとする意図ではない。現に生徒自体が被害を受けているといひますか、苦しんでいる問題の解決という観点から質問しますと言つておいたのですが、あなたのような答弁をなさると、私はまだこれで終わられませう。同一国会に高等学校を付設するという法案と高専法を出しておいて、どちらを事前に入学試験を行なつて、さうして新たに作る付属高校の生徒に對して、文部省自身も高専に募集した、このことは非常に大きな問題でしやう。そしてこの問題になつたいきさつは御存じのように詳しく述べませんが、私もいろいろ質疑をして、結局、文部当局が工業短大の付属高校と高専とは別個のもので、どちらも存置していく方針ですと、あなたが答えたのです。その答弁をあなた方がしたために、久留米工業短大の付属高校は高専に移行できなくなつたのは、当時の委員会に出席しておつた皆さんも、議事録でも明らかでございませう。だから募集要項のいきさつは別にして、今生徒が高専に切りかえても、たいたい希望を持つてゐることについて善処したいといふのは若干とつかいした言ひ方です。別に作るといふことで発足しておつても、その後父兄と生徒、学校が高専に切りかえ

でもらいたい、これも採用してよろしいと思ひます。その意味においては大臣の見解を肯定します。しかし問題の発見は、移行しますという方針で募集しておきながら、国会の委員会の席上では移行しません、それぞれ併置していきま、存置していきまといふあなたの方の答弁が支障となつて移行されないでゐる。言いかえると、法律通過前に入学試験という準備行為をあなたの要請で委任されていることによつてやつた方針と異つた結論が国会で出た、その犠牲を子供が受けてゐる。このことに対して謙虚に文部大臣というか文部省は、法制局長が言うような補償無の問題じゃなくて、そうした法的な問題ではなくて、教育論として生徒に対して十分の責任を感じ、このことに対してすみやかにどうするかという方針を出すべきじゃないですか。再度、大臣の見解を承つておきます。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 募集要項を別として申し上げたのは、それがあからなからでありまして、けれども、かりにそれを別にいたしましたも、生徒、父兄、学校当局にその希望がある限りはそれに應ずる措置を講ずることが当然だと、いわんや募集要項あるにおいてをやるつもりで申し上げたのでございまして、ほかの意味で申し上げたわけじゃございません。

○豊瀬一君 責任は感じておられますか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 感じておりますから、先刻申し上げました大蔵省、政府内部でも大蔵省が相手があることでございまして、国会の御審議もお願いしなかりませんので、最後の、結論的なことはむろん言ひ立場

にはございせん。ベストを尽くしてその熱望にこたへねばならない、あらゆる努力をすべきである、こう申し上げたゆゑんでございせん。

○豊瀬一君 大体了解しました。そこで、三十八年度の分についても、工業短大当局並びに当該市が非常に高専に移行するといふか、法律的には言葉が若干問題があると思ひますが、変えてもらいたいという強い要望を持つておいたことは御承知のとおりです。来年度のうちに、条件さえ整えば福岡という地域も荒尾、大牟田地域にできた問題とは別個に考えるということ、ある程度の展望はできたので、もしも久留米工業短大に高専を付設していくとすれば、工業短大の付属高専は従来のあなたの方の本委員会における答弁どおり、ずっと存置していかれる方針ですか、それとも、当初、募集要項等でその意図で入つてきた生徒であるから、付属高専の生徒が高専のたつては四年生、五年生の課程にそのまま編入できるような措置、四年生、五年生という学年の指定は若干無理があると思ひますが、現在、付属高専に在学している子供が、高専に一年生から新たに試験を受けて入るという形になつて、同一と見なされる学年に編入していくということも検討すべき課題であらうと思ひますが、どう考へておられますか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) その点につきましては、先ほど政府委員から申しましたとおり、移行する措置を考へねばならない。すなわち三年生から四年生に進級するのと、実質上同じようになるような考慮を払ふべきものと思ひ得ております。

○豊瀬一君 よくわかりました。最後に一点だけ。その際に、高専が設置された際に、工業短大はどう処置されるおつもりですか。

○政府委員(小林行雄君) 工業短大にすでに入つておられます者は、当然これは工業短大で卒業することになると思ひます。現在、付属高専に入つておられます者で、必ずしも自分は高専のほうへ移行することを希望しないという者がもしありますれば、そういう者が卒業するまで、当然、工業短大は残るわけでございます。それ以後にこの工業短大をどうするか、高専が完成したときに工業短大を廃止するかどうかということについては、その時点で検討をいたしたいと思つております。

○豊瀬一君 大臣に念を押しておきたいのですが、付属高専は高専が設置されたならば、編入等の措置によつて新たに入学者の募集停止が行なわれて自然解消をしていく、付属高専を存置して、三年か、四年かの後になくなつてしまふわけですから、実にくだらぬ法律を作つたものかと思ひますが、憎まれ口は別にしておき、思ひますが、なるものと考へてよろしいか。ただし高専ができて、久留米にある工業短大は、現段階においては高専と別個に存置していく方針であるのか、それとも工業短大は高専の設備、施設等が整つてきつたとなつた際には工業短大は廃止するといふ考へですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) その点はちよつと今はつきり申し上げかねる意味もございしますが、堅持しましては、今、政府委員が申し上げましたような措置をとつて、その時点において考へるべき課題ではございしますが、工業

高専を付置しました短大は少なくとも久留米には廃止する。そして高等専門学校に完全に切りかえるという措置が望ましいと、ただいまのところは思つております。

○豊瀬一君 方針は明らかになりました。局長にお尋ねしますが、工業短大に高専を併設しているところはほかにもあつたと思ひますが。

○政府委員(小林行雄君) 宇都宮の高専、それから長岡の高専でございます。

○豊瀬一君 宇都宮、長岡はいずれも三十七年度の創設であつたと思ひますので、固も高専の三年生と四年、五年の課程と短大が同じ程度になる時期がきますね。したがつて、将来の問題でなくて、大体来年度あたりには工業短大の一年生と、高専の、来年は四年になりますか、三年になりますか、終りますか。

○政府委員(小林行雄君) 三十八年度で二年が終ります。

○豊瀬一君 そうすると、その時期には、工業短大のうちで高専が併設されておるところで付属高専がない、その二つの半部、長岡等についても、高専が一年から五年までできるとで上がるかと、工業短大は廃止される方針ですか。

○政府委員(小林行雄君) 宇都宮、長岡につきましては、従来からそういう態度でだんだん移行するというのを学校当局者は考へておられます。

○豊瀬一君 そうすると、文部省の工業高専、工業高専、工業短大等に対する考へ方としては、高専が全国的に整備されていくと、工業短大は廃止していく方針である、こういうふうに考へてよろしいと思ひますし、また従

来、高専ができれば工業短大は作らないのだ、このように理解していいのですか。

○政府委員(小林行雄君) 御承知のように、ただいま申しましたもの以外に、たとえば宇都宮とか、あるいは北見というところに工業の短期大学がございしますが、これは現在のところ、これを高専に切りかえるというような措置を考へておりません。なお、将来この高専制度ができた後、将来さらに国立の工業短期大学を作るといふお尋ねでございますが、これは私ども、やはり工業技術者を作る建前から申しますと、やはり工業短期大学よりは高専のほうがベターであらうと考へておりますので、これは将来国立の工業短期大学を作るといふうなことは考へておりません。

○豊瀬一君 そのことが、以前に世論をにぎわした短期大学縮小論と、根底においてながつていますか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) つながつておりません。現に宇都宮の工業短大は、一部に工業高等専門学校に移行したならばという意向もあつたようですが、学校当局及び生徒、父兄の大部分は短大のままがよろしいという意向だと承知いたしております。しかしながら、さつき政府委員から申し上げましたように、学修年限が五年だとすれば、一貫した教育をやつたほうが、少なくとも工業に關してはベターじゃなからうか。最終的な結論まではまだ申し上げかねる時期かとも思ひますけれども、そういうふうな感觸でおることは事実でございます。さりとて、今、例に申し上げましたように、宇都宮の工業短大のごとく、学校当局も、生徒も、あ

るいはその父兄も、現在のままが希望だといわれるところもございませう。その意向は少なくとも過渡的であるのか、あるいは永久であるのかは別として、考慮されねばならぬ課題だと思ひます。その他の工業以外の部門について、今後、高等専門学校という制度も考へたいと思つてゐることは、お答えいたしましたところでありますが、しかしながら、特に女子についての短期大学制度というものは、それ自体高専に移行するのせぬという問題以前に、落ちついた一つの学校制度として厳然としてあると思ひます。社会的な価値判断から申しましても、在学生あるいは学校当局から見ても厳然たるものがあると思ひます。そういうことで、短期大学制度というものを一般的に廃止して、高等専門学校制度に切りかえるという意図は全然ございせん。

○豊瀬一君 局長にお尋ねします。四年制の工業専門学校を増設していくという考え方はありますか。

○政府委員(小林行雄君) これはやはり産業界の状況その他必要性を考へて、技術者の養成をどうするかという

ことに関連するわけでございませうが、四年制のものについて、三十八年度では御承知のように埼玉大学に工学部を作つていただきましたということをお願ひいたしました。で、現在のところ、これ以外のものについて、四年制の学部あるいは工業大学を作るといふことは現在のところ考へておりませう。

○豊瀬一君 高専のよりよい充実に考へても、また、今あなたが答へられた趣旨に立つても、たとえば久留米

の場合を、短期大学から工業大学に移行し、高専と同時に併置していけば、一方においては、よりよい科学技術の研究なり養成ができるでしょうし、一方においては、ある意味では実用的な速成的な高専のほうにもよい影響を与えていく、こういう点が考へられるのですが、学部、長岡等についても、むしろ短期大学を将来廃止するというところでなく、工業大学に格上げして充実にしていくことが、科学技術者の養成という点から、科学技術の進展という点から考へてもいいと思ひますが、そういう構想はないのですか。

○政府委員(小林行雄君) 従来そういうお話も承つておりませう、私どもとしても、その辺では、四年制の工業大学に昇格させるという点までは考へておりませう。

○豊瀬一君 最後に、大臣にお尋ねいたしますが、久留米の場合は、早急の間に先ほどの御答へとお善処していただくことが期待できるかどうか。それと同時に、北海道等についても、米田委員の質問に答へられたように、現在二カ所、もう一カ所程度は作つていく必要があるのではないかと考へられておられるのですが、福岡の場合でも、久留米の場合は特殊な事情にあると思ひますので、早急にこの問題を解決していただくのと同時に、福岡県における高専配置の問題は久留米とは別個に考へてもらいたいと思つておりますが、お答えはどうでしょう。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) これは、全国的な視野に立つての検討も必要でございませうし、具体的に福岡県それ自体の地元の準備状況その他も考へ

合わせる必要がございませうので、具体性はちろん考へられますけれども、検討するべき問題だとは心得ております。

○高山恒雄君 この位置選定の問題について、米田委員が昨日質問されたし、なお本日、先刻、同様の問題が質問されましたが、私は納得のいかなる点があるから質問するのです。こうした位置の選定をされるのについて、昨日お話では、地域の進捗状況も考慮した、一方には土地の整備がどういう状態になつておるか、これも考慮をした、で、大臣の言われるには、決して他の意見を入れないで、政府としての案を作つて、これは政府としてきめたのだ、こういうふうに言つておられるわけですね。それで、それ以外に何か基準を求めて位置選定をされたのかどうか、これだけでは納得のいかない基準ではないかと私は思ふのです。しかも専門学校を設置するという上においては、もっと広範なものを入れて選定をするというの、私は文教政策の大きな問題じゃないかと思ふのです。局長からひとつ。

○政府委員(小林行雄君) 従来から申し上げておりますように、高専の設置場所の選定につきましては、その御希望のあります場所につきましては、いろいろその組織あるいはその地域の産業上の立地的な条件、それから高専をスタートします際の、教員が十分獲得できるかどうかというような配慮等も考へまして、そのほかに、さらにたゞいま御指摘のございましたような全国的な立場での地域的な配分あるいは土地その他の準備状況、こういうものを全

体的に考へまして場所をきめてゐるわけにございませう。

○高山恒雄君 この基準としては、結果的に言いますと、教員の一体雇用ができるのかどうか、こういう条件だと思ひます。産業発展の度合いによつて、この必要性からくる問題と、それから土地の準備が完備できているかどうか、進捗状況はどうなつてゐるのか、大体そういうことで、きのうとは多少ニュアンスが違つたので、産業の状況と教員のいわゆる雇用状態がいけるかどうか、二つこうあったと思ふ。きのうはどうかしてそれを言わなかったのか。きのうあれだけ質問をしつこくされたのに基準という問題は答へがなかったわけですが、私は基準が聞きたい。何を基準としてやつたかを聞きたいのだが、今二つ、教員の雇用問題が出てきた。さらに一方には、産業の発展度合いを見て必要に応じてやつたのだ、これが二つ加つた。それじゃ、きのうはどうかしてそれを言わなかったのですか。

○政府委員(小林行雄君) これは従来から申し上げておたところでもございまして、ただ昨日の米田先生のお尋ねは、主として三十九年度に五校分が回つてゐるが、この五校分はどういう理由で回つたかという私はお尋ねと拝聴をいたしました。これにつきましては、地域的な配分の関係と、それから土地その他の準備状況の条件等が十分でないということで、この五校だけは三十九年度開設に回しましたというように申し上げたつもりであります。従来から高専の設置場所の選定の基準といたしましては、先ほどお答へ申し上げましたように、産業立地上の条件、

それから教員確保の方策といったものも考へてやつてゐるわけにございませう。

○高山恒雄君 そうなると、鳥取と島根、米子と松江の問題、汽車でわずか時間なんです、これは、先ほどあなたの御答への中では、先ほど質問があつたように、大平田と荒尾地区ですか、こういう考へ方の中で設置する必要もある、こういうふうに考へたとおっしゃるのですが、逆に私の聞きたいことは、宮崎とか、若手だとかという、こういうこれから産業開発をやらなければいかぬ、これを取り残すよりも、鳥取と島根をいづれかを一つにして、あと残るのをどうして三十九年に入れたかつたのですか、それをひとつお聞きしたい。

○政府委員(小林行雄君) 宮崎県の都城に高専を作つてもらいたいという御要望がございましたのは、実は私も概算を編成いたしましたけれども、ございまして、実は十二月以降のことでございます。非常に御要望が強くございまして、三十九年度開設にしておりますので、三十九年度開設にももちろんこれは取り上げておりませう。それから岩手につきましては、これは概算編成のときにすでに出ておりましたが、東北地区の各県の中では一番やはりスタートが早く出ております。その関係で岩手は三十九年度以降に検討すべきものであるというふうに考へたわけにございませう。

○高山恒雄君 大体昨年と今年と来年度のこの規模を見ると、あと十二県ないわけですね。けれども、私はこの十二県の中で八県あるいは九県はおのおのその地域には産業の専門学校があると思ひます。染色専門学校とか、市立

でもありますし、あるいは私立でもありますが、いろいろな学校があるところをどうして考慮に入れなかったかという点を聞きたいのです。全然ないというところは今言ったような岩手、宮崎と、そこは今のところではないのです。どうしてそれを、せめて三十九年度の該当にも入れなかったというその理由が聞きたい。

○政府委員(小林行雄君) 三十九年度にこれを全然取り上げませんでしたのは、先ほど申しましたように、宮崎はそのときにまだ御要望が全然出ておりませんでした。予算が決定するところになりました。三十九年度以降でいいからひとつ検討してくれという程度に実はお持ちになったわけでございます。岩手はこれは一関でございますが、御承知のように、盛岡には工芸部がございます。全然県内にはないわけではございません。ただその点を考慮して落としたというわけではございませんで、先ほど申しましたように、地域配分の関係で、東北地方の各県に一時に全部作るということが困難でございます。岩手は三十九年度以降に検討するというにいたしましたわけでございます。

○高山恒雄君 それでは、もう一つ聞きますが、この名前を変更されておるのですが、私は地理に明るくないから聞くんが、有明というの、これは熊本に該当するのですか。

○政府委員(小林行雄君) 福岡県の大牟田と熊本県の荒尾市の境界線に近いところでございます。

○高山恒雄君 これは市ですか。

○政府委員(小林行雄君) 両方とも市でございます。

○高山恒雄君 ところが、あんなのその、要望というところと準備というところを言っておられますが、宮崎は十二月にきた、こういつておられるわけですね。ところが希望報告に載っていないじゃないですか。有明は、これはどういうわけですか。もう一つ意見を加えて申し上げたいのですが、少なくとも政府に請願するとかいう場合は、市で決議をするとか、市会で、県会で決議してちゃんと準備をして、これはわかるでしょう。ところが、有明市とい

うのは載っていないじゃないですか。それをどうして有明に持つていつて、おくれだからといって宮崎をやめ、あるいは岩手をやめて、何に一体ウエートは置いておるのかわからない。その点はどうしてですか。

○政府委員(小林行雄君) 有明市という市は実はございません。大牟田市、それから隣りに熊本県の荒尾市があるわけでございます。その両市が一緒になつて特殊の地域としてここに作つてもらいたい……。

○高山恒雄君 ここでいいということにしたわけですね。それでは大臣にお願いしたいのですが、少なくとも私はこの要望がおそいとか早いとかいう観点でなくて、やはり教員の充足ができないほど産業がおくれておるといふことですね。学校もおくれておるといふことを見方をしたほうが正しいと思うのです。さらにまた、この都市の希望がなかったから、こういうことにあまりウエートを置かないで、日本全体のやはり学校教育をどうするか、産業に

どれだけ奇奇させるか、こういうことが第一に私は問題になるべきだと、こう考えるんです。そういう点を重点に置かないで、あまりにも今度の位置選定というものはでたらめだと私は言わざるを得ないと思う。大臣、この点どうですか。

○国務大臣(荒木高義君) でたらめというおしかりはちよつと当たらないように思いますが、と申しますのは、毎度申し上げておりますように、四十六都道府県に原則として一つずつくらいは配置すべきであらう。そのことは当面します科学技術者不足にこたえることももちろんでございますけれども、一つは、都道府県単位に申し上げれば、国全体としてもそうでございますが、今後の日本の産業のあり方というものは所得倍増とか何とかいうことを離れて、それ以前の基本的な課題として、貿易自由化あるいは世界の交通機関の発達に基づく地域的な時間短縮というふうなことからみまして、農業立国だけでいけないことは明らかであり、工業に移行するということが日本の生きる道であらう。農業基

の学校は必ずしも整備されていない。御指摘のとおりのことがあると思われけであります。そこで、原則的には各都道府県に工業高等専門学校というものを配置することが、以上申し上げましたような今後のそれぞれの都道府県の動向に即する対策になるであらう。

したがって、一県一校ずつぐらいは、こういう基本的な考えに立つわけでございます。そうしますと、できれば四十六都道府県一挙に置きたいものではございませんが、現実としてはそれを許しませんので、その緩急轻重を何を以て、端的に申せば、どこに先に作るかということを考えます場合に、あまり自慢になりませんが、土地の提供を根本的には地元にお願するということ、建前できておりますことからいまして、そのことも念頭に置きながらその県としての要望、熱意というものが、立ち上がりがおそい早いがあるわけでございます。そういうおそい早いというものを現実にとらえまして配置します。実際の根拠にもいたしておることに、不合理といえは不合理がございまして、いずれかは全国的に配置されべき学校制度でございますので、まあその辺はごかんべん願つて、どこに先にするかを今申し上げたような地元の御要望、熱意というものを一応考慮して配置いたしますために、御指摘のように、たとえば宮崎、たとえば岩手というものが他県よりは二、三年おくれるということに結果的になったことだと御理解いただきたいと思つた。それも、おっしゃるような純粋な教育政策、あるいは日本の産業政策と密着した教育政策の見地からならば、緩急轻重は、地元の熱意とか何とかいうこ

とでなしに、客観的な順序を追うていくべきじゃないかという御指摘は、もつともだと思つて。思いますが、先ほど来申し上げますようなことで、ある程度便宜的であつたという点は、これは御指摘あるいはおしかりを受けてもやむを得ない要素はあるかと思つた。まあ一、二年、二、三年ぐらいの遅いだからごかんべん願いたいというのが正直な気持であります。

○高山恒雄君 大臣の話を聞いておると、わかり過ぎるほどわかつてしまつて何も言えなくなるのだけれどもね。わかつておつてやらぬところに問題があると思うのだが、大体私は、大臣にこれは聞きたいのですが、鳥取と島根のこれが悪いというわけじゃないのです。これを選定されるなら、どうして岩手と宮崎も入れなかったか。たとえこれは一年おくれでも、一方には大橋労働大臣もおもんだから、その意見が強くたかもしれません。そんなことは私も政治だからいとはいへませんけれども、しかし学校の設置というよりなものは、これは土地の事情がかなりあるにしても、むしろ文部大臣としては、私は当局に対して、土地の誘致に悪いのだ、このほうが所得倍増計画より、産業の発展がどういふようになつてかわかぬかというくらいは私は指導があつてしかるべきじゃないか。学校だけは将来十年の計、二十年の計を立てる教育をするところですから、そういうところが欠けておるところに問題があるかと思う。そこで、アルファの問題があるというのをきくから言つておられるのだが、アルファに宮崎と岩手を入れる意思は大臣あり

ませんか、どうですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 具体的に
おっしゃるとちよつとお答えしにく
くなりますが。

○高山恒雄君 感想でもいいですよ、
あなたの考え。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 先刻来申
し上げておりますように、四十六都道
府県に相なるべくは一挙に置きたいと
いうぐらゐの気持からスタートしてお
りますので、プラス・アルファは残り
全部と、気持としてはそう思うわけで
ございます。

○高山恒雄君 まあ置きたいという気
持でしたら積極的に運動を展開させる
ことにしましょう。これは若手と何は
かわいそうですよ。私が見て。この問
題これで終わります。

もう一つあります。私はこれは局長
に聞きたいのですが、政府は、この私
立の技術学校ですね。早くいへば洋裁
学校とか、あるいは理髪学校とか、い
ろいろな学校がございますね。これは
政府は認可制度だけになっておると思
います、そうですか。

○政府委員(小林行雄君) 私立の、ま
あ職能教育あるいは技術教育を行ない
ます各種学校は、府県知事の認可とい
うことになっております。

○高山恒雄君 府県知事の認可という
ことになると、この学校に対しての認
可した以後のこれに対するいわゆる指
導権というものは何らないのかどう
か、この点をお聞きしたい。

○政府委員(小林行雄君) この各種学
校につきましては、従来は各府県それ
ぞれまあ基準を作つて認可するという
ようなことではございましたが、それ
はいろいろ批判もございましたので、

先年、文部省で一応のこの各種学校の
設置基準というよりなものを作成いた
しまして、この設置基準に従つて各府
県で取り扱つてもらいたいということ
にいたしております。なお、設置いた
しました後の運営、教育の実施等につ
きまして、それぞれ各府県で実情を
把握して指導されておるものと思つて
おります。

○高山恒雄君 その各都道府県におけ
る指導基準と申しますか、そういうも
のもあらかじめ掌握が政府としてでき
ておるのか、それとも都道府県が思ひ
いでやつておるのか、その点をお伺
いします。

○政府委員(小林行雄君) 先ほど申し
ましたように、設置基準は文部省が一
応きめまして、各府県にこれで行つて
もらいたいということをしていて、
わけでございます。したがって、現在
では各都道府県大体その基準に従つて
設置の認可をしておるわけございま
す。

○高山恒雄君 この各種学校のいわゆ
る労働条件と申しますか、全く劣悪な
状態があり、しかも徒弟制度という
ものが依然として残つておるのでは
ないかと、そういうことを文部省とし
て何か掌握
したことがありますか。

○政府委員(小林行雄君) ただいま御
指摘のような事柄については、文部省
としては現在調査あるいは把握はいた
しておらないと思ひます。

○高山恒雄君 大臣に御質問したいの
ですが、御意見承りたいのですが、私
はこの問題は非常に大きな問題だと思
うのです。私が知つておる範囲内では、
大体その学校を出てその学校の
教師になりますと、徒弟制度、あるい

は名家の、早くいへば美名に隠れて長
時間並びに低賃金で傭使しておる事実
があるわけですが、学校と名がつく限
り、少なくともこれはもう少し都道府
県に指導権があるならば、その指導権
を中央で掌握して、そうしてできるだ
け社会の水準に持つていくような方法
を文部省としては考えるべきではない
か。学校という名がつく限り、いわゆ
るこゝろいう徒弟制度的な、つまり悪条
件の中でやつておるのが問題じゃない
かと私は思うのですが、大臣のひと
つ所見を承りたい。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 実際問題
として一々の各種学校等を文部省で
具体的に把握していないことは、今お
答え申し上げましたとおりでございま
す。都道府県の教育委員会の指導い
かによることがでもございまして、
けれども、お話のようなことがありま
す。さりとてなかなか容易なことでは
ないと思ひますけれども、都道府県の
教育委員会を通じて文部省も概括
的な実情把握の努力も今後いたしたい
と思ひますし、また教育委員会を通じ
まして督促いたしまして、御指摘のよ
うなことをできるだけすみやかに解消
できるような方途を会合の機会等を通
じまして徹底させたいものだと思います。

○高山恒雄君 それじゃ、わかりまし
た。まだありますけれども、大臣もお
忙しいようですから、これで終わら
す。

○委員長(北畠教真君) 他に御質疑は
ございませんか。——他に御発言もご
ざいませうですか。質疑は尽き
たものと認めて御異議ございませ
んか。

○委員長(北畠教真君) 御異議ない
と認めます。

それでは、これより討論に入りま
す。御意見のおありの方は賛否を明ら
かにしてお述べを願ひます。——別に
御発言もないようでございますから、
討論は終局したものと認めて御異議
ございませうか。

○委員長(北畠教真君) 御異議ない
と認めます。

それでは、これより採決に入りま
す。国立学校設置法の一部を改正する
法律案を問題に供します。本案を原案
どおり可決することに御賛成の方の拳
手を願ひます。

○委員長(北畠教真君) 全会一致で
ございまして、よつて、本案は全会一致
をもつて原案どおり可決すべきものと決
定いたしました。

なお、議長に提出すべき報告書の作
成につきましては、これを委員長に御
一任願ひたいと存じますが、御異議
ございませんか。

○委員長(北畠教真君) 御異議ない
と認め、さう決定いたしました。
本日はこれにて散会いたします。
午後二時四十二分散会

三月二十八日本委員会に左の案件を付
託された。
一、学校教育法の一部を改正する法
律案(米田勲君外四名発議)
一、公立の小学校及び中学校の特殊

学級における教育の振興に関する
法律案(米田勲君外四名発議)

学校教育法の一部を改正する法律
案

学校教育法の一部を改正する法
律

学校教育法(昭和二十二年法律第
二十六号)の一部を次のように改正
する。

第七十五条第一項中各号列記以外
の部分に次のように改める。

特殊学級は、小学校、中学校又
は高等学校の児童又は生徒で次の
各号の一に該当するものに對し
て、その心身の故障に即応して当
該学校の教育を施すために置かれ
る学級とする。

第七十五条第一項中第六号を第七
号とし、第五号の次に次の一号を加
える。

六 疾病により療養中の者

第七十五条第二項中「疾病により
療養中の児童及び生徒に對して、特
殊学級を設け、又は教員を派遣し
て、」を「同項第六号に該当する児
童又は生徒に對して、教員を派遣し
て」に改める。

第七十五条の次に次の二条を加え
る。

第七十五条の二 市町村は、その設
置する小学校及び中学校に、前条
第一項第一号に該当する児童又は
生徒に係る特殊学級を置かなけれ
ばならない。ただし、政令の定め
るところにより、小規模な学校に
は置かないことができる。

第七十五条の三 市町村は、その設
置する小学校又は中学校の児童又

は生徒のうち第七十五条第一項第二号から第七号までの一に該当する者に対して教育を施すため必要な場合においては、その設置する小学校及び中学校に、これらの者に係る特殊学級を置かなければならない。

第九十三条第一項ただし書を次のように改める。

ただし、第二十二條第一項に規定する養護学校における就学義務及び第七十四條に規定する養護学校の設置義務に関する部分の規定は昭和四十三年四月一日から、第三十九條第一項に規定する養護学校における就学義務に関する部分の規定は昭和四十九年四月一日から、これらの条に規定する盲学校及び聾学校の設置義務及びこれらの学校の設置義務に関する部分の規定は政令で定める日から、それぞれ施行する。

第九十三條に次の二項を加える。

第二十二條第一項に規定する養護学校に係る保護者の義務は、昭和四十三年度においては、子女の満七歳に達した日の属する学年の終りまでとし、以後昭和四十四年度から昭和四十八年度までの各年度において、毎年度一学年ずつ延長するものとする。

第三十九條第一項に規定する養護学校に係る保護者の義務は、昭和四十九年度においては、子女の満十三歳に達した日の属する学年の終りまでとし、以後昭和五十年及び昭和五十一年度において、毎年度一学年ずつ延長するものとする。

第百十條の次に次の二條を加える。

第百十一條 都道府県は、第七十四條に規定する養護学校の設置義務に関する部分の規定が施行されるまでは、その区域内の学齢児童及び学齢生徒の数に應じ、政令の定めるところにより、一以上の養護学校を設置しなければならない。

第百十二條 市町村は、第七十五條の二の規定が適用されるまでは、その区域内の学齢児童及び学齢生徒の数に應じ、政令の定めるところにより、その設置する小学校及び中学校（政令で定める小規模な学校を除く。）のそれぞれ一以上、第七十五條第一項第一号に該当する児童又は生徒に係る特殊学級を置かなければならない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律による改正後の学校教育法（以下「新法」という。）第七十五條の二及び第七十五條の三の規定は昭和四十八年四月一日から、新法第百十一條及び第百十二條の規定は昭和三十九年四月一日から、それぞれ適用する。

3 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第十六号）の一部を次のように改正する。

第三條第二項の表中「学校教育法第七十五條」を「学校教育法第七十五條第一項」に改める。

この法律施行に要する経費は、この法律施行に要する経費は、約

五億三百万円の見込みである。

公立の小学校及び中学校の特殊学級における教育の振興に関する法律案

公立の小学校及び中学校の特殊学級における教育の振興に関する法律

（目的）

第一條 この法律は、国及び地方公共団体が公立の小学校及び中学校の特殊学級における教育を振興するために実施しなければならない諸施策を明らかにし、心身に故障のある児童及び生徒に対する教育の水準の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第二條 この法律において「特殊学級」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十五條第一項に規定する特殊学級をいう。

（国の任務）

第三條 国は、公立の小学校及び中学校の特殊学級における教育（以下「特殊学級教育」という。）の振興を図るよう努めるとともに、地方公共団体が次の各号に掲げるような方法によつて特殊学級教育の振興を図ることを奨励しなければならない。

- 一 特殊学級教育の振興に関する総合計画を樹立すること。
- 二 特殊学級教育に関する教育の内容及び方法の改善を図ること。
- 三 特殊学級教育に関する施設及び設備を整備し、及びその充実を図ること。

四 特殊学級教育に従事する教員の現職教育及び養成の計画を樹立し、及びその実施を図ること。

（教員の定員及び待遇）

第四條 地方公共団体は、公立の小学校及び中学校において特殊学級教育に従事する教員の定員及び待遇については、特殊学級教育の特殊性に基づき、特別の考慮を払わなければならない。

（国の補助）

第五條 国は、特殊学級を置く小学校又は中学校を設置する地方公共団体に対し、特殊学級教育に必要な施設及び設備で政令で定めるものに要する経費の二分の一を補助する。

（政令への委任）

第六條 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

この法律施行に要する経費は、約一億六千八百万円の見込みである。

三月二十九日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、美術振興に関する請願（第二二九七号）（第三三三三三号）（第三三三七号）
- 一、建国記念の日制定に関する請願（第三三二二二号）

一、国民の祝日に関する請願（第二三六七号）

一、養護教諭を配置するための学校教育法の一部改正等に関する請願（第二三八七号）（第二三八八号）（第二三八九号）（第二三九〇号）（第二三九一号）（第二三九二号）（第二三九三三号）（第二三九四号）（第二三九五号）（第二三九六号）（第二三九七号）（第二三九八号）

第二三九七号 昭和三十八年三月十五日受理
美術振興に関する請願
請願者 東京都港区麻布霞町二
二 松本英一

紹介議員 北畠 教真君
この請願の趣旨は、第一〇六六号と同じである。

第二三三三三号 昭和三十八年三月十六日受理
美術振興に関する請願
請願者 三重県桑名市大字江場
一、三三二社団法人全日本書道教育協会会長
水谷昇

紹介議員 北畠 教真君
この請願の趣旨は、第一〇六六号と同じである。

第二三三七号 昭和三十八年三月十八日受理
美術振興に関する請願
請願者 東京都品川区西品川五ノ一、〇〇八 近藤賢三

紹介議員 北畠 教真君
この請願の趣旨は、第一〇六六号と同じである。

第二三二一号 昭和三十八年三月十五日受理

建国記念の日制定に関する請願

請願者 北海道帯広市東四条南

四丁目 宮田与七外六

百七十四名

紹介議員 井川 伊平君

この請願の趣旨は、第九五五号と同じである。

第二三六七号 昭和三十八年三月十九日受理

国民の祝日に関する請願

請願者 東京都目黒区洗足一、

四七三国際敬愛連盟内

瓜生介洲

紹介議員 石原幹市郎君

第二次世界戦争以前は、毎年二月十一日を紀元節として建国祝賀の式典を挙げ、国民一同国家の前途を祝福し、先人の遺徳をたたえ、平和と繁栄を祈念した思い出深い世紀の式典であつた。そもそも紀元節は明治聖代において、權威ある學者、有能識識の賢哲、広く文獻に徴し、古史によりて制定され以來七十余年の実施を見た厳然たる実績を有するものである。また、二月十一日は、たまたま、神武天皇御即位の日が陽曆に換算して、二月十一日に相当したので、この日を紀元節として祝日に定めたのであり、この日に實際、お位に即かれたのか、どうかなどと論争する必要はなく、この時節を建国として紀元節と定め、その祝日を二月十一日にきめたと心得れば問題がないから、紀元節を復活し、二月十一日を建国記念祝日とせられたい。また、昭和二十年八月十五日の終戦詔書は、大東亜戦争に終止符を打ち、交戦各国民をせ

いさんなる修ら場から救い出し、原子爆弾も事実上禁止され、万象ために蘇生した生紀の悲願平和克服の一大聖日であり、故に、この日は、全世界の終戦の日として、戦争犠牲者たる万国万靈を追悼供養し、今後、再びかかる非人道的野蠻行為の戦争を地球上から追放して万世太平の國際的恒久平和を顕現すべく、祈念祝とすべき日として、終戦記念日八月十五日を世界平和慰霊祝祭日とせられたいとの請願。

第二三八七号 昭和三十八年三月二十日受理

養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正等に関する請願

請願者 東京都港区芝高輪北町三三二 松本宜子外二百三十九名

紹介議員 豊瀬 慎一君

この請願の趣旨は、第九七五号と同じである。

第二三八八号 昭和三十八年三月二十日受理

養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正等に関する請願

請願者 東京都江東区深川新大橋二ノ二 清水玉子外二百八十名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第九七五号と同じである。

第二三八九号 昭和三十八年三月二十日受理

養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正等に関する請願

請願者 東京都荒川区尾久町九ノ三、〇〇三 小野嘉

代子外三百四十名
この請願の趣旨は、第九七五号と同じである。

第二三九〇号 昭和三十八年三月二十日受理

養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正等に関する請願

請願者 東京都武蔵野市関前町四二〇 鈴木了吉外三百名

紹介議員 大矢 正君

この請願の趣旨は、第九七五号と同じである。

第二三九一号 昭和三十八年三月二十日受理

養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正等に関する請願

請願者 東京都八王子市元横山町三七〇 大塚正之外三百名

紹介議員 岡 三郎君

この請願の趣旨は、第九七五号と同じである。

第二三九二号 昭和三十八年三月二十日受理

養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正等に関する請願

請願者 東京都府中市車返一、三九〇 中沢和枝外二百九十四名

紹介議員 鈴木 壽君

この請願の趣旨は、第九七五号と同じである。

第二三九三号 昭和三十八年三月二十日受理

養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正等に関する請願
請願者 横浜市神奈川区白幡西町一八 松本トミ外三百七十五名

紹介議員 米田 勲君

この請願の趣旨は、第九七五号と同じである。

第二三九四号 昭和三十八年三月二十日受理

養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正等に関する請願

請願者 千葉県松戸市常盤平団地E二〇ノ四〇八 辻清子外三百三十七名

紹介議員 柳岡 秋夫君

この請願の趣旨は、第九七五号と同じである。

第二三九五号 昭和三十八年三月二十日受理

養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正等に関する請願

請願者 東京都北多摩郡保谷町上保谷九四七 樋口康夫外二百五十八名

紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第九七五号と同じである。

第二三九六号 昭和三十八年三月二十日受理

養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正等に関する請願

請願者 東京都北区稻付町四ノ五二四 中西繁寿外三百五十九名

紹介議員 成瀬 幡治君

この請願の趣旨は、第九七五号と同じである。

第二三九七号 昭和三十八年三月二十日受理

養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正等に関する請願

請願者 東京都板橋区南町四一 福田武治外五百五十七名

紹介議員 椿 繁夫君

この請願の趣旨は、第九七五号と同じである。

第二三九八号 昭和三十八年三月二十日受理

養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正等に関する請願

請願者 山形県酒田市中袋小路三一 笹原清二郎外四百七十五名

紹介議員 伊藤 顯道君

この請願の趣旨は、第九七五号と同じである。

昭和三十八年四月四日印刷

昭和三十八年四月五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局